

掛川市・掛川市社会福祉協議会と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書

掛川市（以下「甲」という。）、掛川市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び静岡福祉大学（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 知的資源、人的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- (2) 地域福祉の向上に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。
- (4) 教育・人材育成に関すること。
- (5) その他、相互に連携及び協力して実施する事業に関すること。

（連絡会議）

第3条 甲、乙及び丙は、協定の趣旨に基づき、継続的かつ実効的な連携体制を構築するものとし、次の事項を定める。

- (1) 甲、乙及び丙は、年2回以上、市長、会長及び大学長による連絡会議を開催し、連携事業の進捗確認及び見直し、今後の計画等について協議する。
- (2) 甲、乙及び丙は、第2条に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとし、具体的な連携内容については、甲乙丙間にて別途定めるものとする。
- (3) 会議、協議の開催にあたっては、議事録を作成し、甲、乙及び丙にて共有・保存する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙から改廃の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名の上、各自1通を保有する。

令和8年2月17日

掛川市長谷一丁目1番地の1
(甲) 掛川市

市長 久保田 崇 

掛川市掛川910番地の1
(乙) 掛川市社会福祉協議会

会長 大石 勇 

焼津市本中根549番地1
(丙) 静岡福祉大学

学長 海田 功 